

## 平成27年（行ウ）第13号、平成28年（行ウ）第6号 保護変更決定処分取消請求事件の判決について

### 1 概要

A氏は、処分庁である南区福祉事務所において生活保護を受給していたが、処分庁は平成26年4月分の生活保護費の支給に当たり、厚生労働省が定めた基準による生活保護変更決定処分（以下「原処分①」という。）をした。

その後、A氏は原処分①を不服として、同年5月23日付けで審査庁である静岡県知事に対し審査請求を提起したが、審査庁は、同年7月11日にこれを棄却した。さらにA氏は同年8月11日付けで、厚生労働大臣に対し再審査請求を提起したが、70日以内に裁決がなされなかったため、A氏は当該再審査請求が棄却されたものとみなした。（生活保護法第65条第1項、2項、同第66条第1項、2項）

平成27年7月9日、A氏はこれを不服とし、浜松市を被告として静岡地方裁判所に訴状を提出した。（以下「第1事件」という。）

B氏は、処分庁である中区福祉事務所において生活保護を受給していたが、処分庁は平成27年4月分の生活保護費の支給に当たり、厚生労働省が定めた基準による生活保護変更決定処分（以下「原処分②」という。）をした。

その後、B氏は原処分②を不服として、同年5月29日付けで審査庁である静岡県知事に対し審査請求を提起したが、審査庁は、同年7月17日にこれを棄却した。さらにB氏は同年8月6日付けで、厚生労働大臣に対し再審査請求を提起したが、70日以内に裁決がなされなかったため、B氏は当該再審査請求が棄却されたものとみなした。

平成28年3月7日、B氏はこれを不服とし、浜松市を被告として静岡地方裁判所に訴状を提出した。（以下「第2事件」という。）

同年7月7日、第1事件における第3回口頭弁論にて、第1事件及び第2事件の訴えは併合され、本市のほか、静岡市、袋井市及び掛川市を被告（以下「被告ら」という。）とした集団訴訟として並行審理が続けられることとなったが、令和5年5月30日、静岡地方裁判所は、A氏及びB氏の訴えを認める判決を下した。

- (1) 原告 浜松市南区 A氏、浜松市中区 B氏
- (2) 被告 浜松市  
本市のほか、静岡市、袋井市及び掛川市を被告とした集団訴訟
- (3) 事件名 保護変更決定処分取消請求事件

### 2 判決

主文は以下のとおり。

- 1 各処分行政庁が被告らに対して行った各保護変更決定処分を取り消す。
- 2 訴訟費用は被告らの負担とする。

### 3 今後の対応

上記の判決を不服とし、本市を含む被告らは、令和5年6月12日に東京高等裁判所へ控訴した。

また、本件については、第一号法定受託事務に関する訴訟であるため、国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律の第6条の2第1項に基づき、訴訟が提起されたことについて法務局を通じて法務大臣に報告するとともに、同法第7条第1項に基づき法務大臣の所部の職員に訴訟を行わせることを請求しているため、今回の控訴審についても、引き続き訴訟の追行を依頼した。

○国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（抜粋）

第6条の2 行政事件訴訟法第11条第1項（同法第38条第1項（同法第43条第2項において準用する場合を含む。）又は同法第43条第1項において準用する場合を含む。）の規定による地方公共団体を被告とする第一号法定受託事務に関する訴訟又は地方公共団体の行政庁を当事者とする第一号法定受託事務に関する訴訟が提起されたときは、当該地方公共団体は、法務大臣に対し、直ちに、その旨を報告しなければならない。

2～5 （略）

第7条 地方公共団体、独立行政法人その他政令で定める公法人は、その事務に関する訴訟について、法務大臣にその所部の職員でその指定するものに当該訴訟を行わせることを求めることができる。

2～4 （略）